

大鰐町は移住者・子育て世帯を応援します！

～移住・子育て住宅支援事業補助金～

町では、住宅の新築、購入、リフォームを行う「移住者」または「子育て世帯」に対して、その経費の一部を補助します。

移住者向け

新築・購入
最大 **100**万円！

リフォーム
最大 **30**万円！



子育て世帯向け

新築・購入
最大 **50**万円！

リフォーム
最大 **30**万円！



一度受けたことがある方でも、再度申請できます！
(※条件あり)

事業開始前に申請が必要です！

★申請・問合せ先★

大鰐町企画観光課 移住定住促進係 0172-55-6561 (直通)
申請を希望される方は事前にご相談ください！

申請期間

令和8年4月13日（月）～ 令和8年12月25日（金）

※予算が無くなり次第、終了となります。（先着順）

主な要件

リフォームは町内事業者のみ
対象となります！

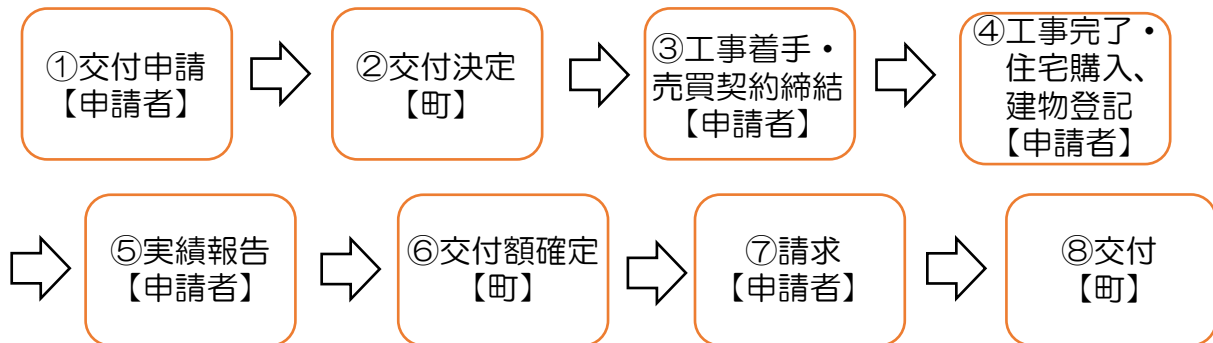
- 自己が町内に所有し居住する住宅（新築・建売・中古）
- 住宅整備（新築、建売または中古住宅の購入、リフォーム）を実施する、「移住者」または「子育て世帯」に該当する方
 - ※「移住者」とは…次のア、イのいずれかに該当し、町内に定住の意思がある方
 - ア 申請日以前の5年間において、町内に住民登録及び居住実態がない方
 - イ 町内に住民登録した日以前の5年間において、町内に住民登録及び居住実態がなく、かつ転入後2年以内の方
 - 「子育て世帯」とは…町内に住民登録及び居住実態があり、扶養する22歳以下の子どもまたは妊婦と同居する方
- 今年度は、令和3年4月1日以降に、大鰐町移住・子育て住宅支援事業による補助金の交付の決定を受けていなければ再度申請できるようになりました！

※その他要件がございますので、詳細についてはお問い合わせください。

補助額

	新築または建売・中古住宅の購入 (費用が500万円以上(税抜)であること)	リフォーム (費用が30万円以上(税抜)であること)
移住者	補助対象経費の3% (上限100万円)	補助対象経費の30% (上限30万円、 空き家の場合は上限50万円)
子育て世帯	補助対象経費の3% (上限50万円)	

手続きの流れ



- 交付申請について、工事に着手または売買契約を締結する前に申請してください。
- 交付申請後、町から交付決定通知が届き次第、工事着手または売買契約の締結を行ってください。
- 実績報告について、住宅整備の完了日から30日以内または令和9年3月31日までのいずれか早い期日までに書類を提出してください。
- 申請書類や詳しい内容については、町ホームページよりご確認ください。
- その他、気になる点等ございましたらご相談ください。